

## 特定口座約款

### 第1条（約款の趣旨）

- (1) この約款は、お客様（以下「申込者」といいます。）が租税特別措置法第37条の11の3第1項の規定（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例）の適用を受けるために株式会社京都銀行（以下「当行」といいます。）に開設される特定口座（租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいいます。）に関する事項を明確にすることを目的とするものです。なお、この規定において「上場株式等」とは、租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等のうち、国債、地方債、および投資信託受益権をいいます。
- (2) 前項のほか、申込者が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けるために当行に開設された特定口座（源泉徴収選択口座に限り、以下「源泉徴収選択口座」といいます。）における上場株式等の配当等（租税特別措置法第9条の3の2第1項に定める「上場株式等の配当等」のうち、国債、地方債の利子および投資信託の収益分配金に限り、以下同じ。）の受領について、同条第4項第1号に規定される要件および当行との権利義務関係を明確にすることも目的とします。
- (3) 申込者と当行の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項については、法令およびこの約款に定めがある場合を除き、投資信託受益権振替決済口座管理規定、保護預り規定兼振替決済口座管理規定および一般債振替決済口座管理規定等、他の約款・規定の定めるところによるものとします。

### 第2条（特定口座開設届出書等の提出）

- (1) 申込者が特定口座の設定を申し込むに当たっては、あらかじめ、当行に対し特定口座開設届出書をご提出いただくものとします。
- (2) 申込者は特定口座を当行に複数開設することはできません。
- (3) 申込者が特定口座内の上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を選択される場合には、あらかじめ、当行に対し特定口座源泉徴収選択届出書をご提出いただくものとします。なお、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以降は、申込者からその年最初に特定口座内の上場株式等の譲渡をする時までにお申出がない限り、毎年、引き続き当該特定口座源泉徴収選択届出書は有効なものとみなします。年の最初に上場株式等の譲渡をした後は、当該年内は特定口座における源泉徴収の取扱を変更することはできません。
- (4) 申込者が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けるためには、支払確定日までに当行に対して租税特別措置法第37条の11の6第2項及び同法施行令第25条の10の13第2項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書をご提出いただくものとします。
- (5) 申込者が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、支払確定日までに当行に対して租税特別措置法第37条の11の6第3項及び同法施行令第25条の10の13第4項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書をご提出いただくものとします。
- (6) 申込者が当行に対して源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、当該申込者は、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を選択しない旨の申出を行うことはできません。

### 第3条（特定保管勘定における保管の委託）

上場株式等の保管の委託等は、当該保管の委託等に係る口座に設けられた特定保管勘定（当該口座に保管の委託等がされる上場株式等につき、当該保管の委託等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じです。）において行います。

### 第4条（特定上場株式配当等勘定における処理）

源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定（上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定）において処理いたします。

### 第5条（所得金額等の計算）

当行は、特定口座内の上場株式等の譲渡に係る所得金額の計算および源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算については、租税特別措置法その多関係法令の定めに基づいて行います。

### 第6条（特定口座に受け入れる上場株式等の範囲）

- (1) 当行は申込者の特定保管勘定において次の上場株式等のみを受入れます。なお、下記に該当する上場株式等であっても、当行の都合により特定保管勘定でお預かりしないことがあります。
  - ① 特定口座開設届出書の提出後に、申込者が当行で募集または買付の申込により取得、もしくは当行から取得した投資信託受益権（租税特別措置法第37条の11第1項に規定する「上場株式等」のうち当行が取扱う投資信託にかかるものをいいます。以下「投資信託」といいます。）または国債もしくは地方債（以下「公共債」といいます。）で、その取得後直ちに特定口座に受入れるもの。（特定口座に受入れていない投資信託または公共債を既に保有している場合、その銘柄と同じものは除きます。）
  - ② 申込者が、相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）または遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものを除きます。また、特定遺贈については受遺者が相続人の場合に限り、以下同じ。）により取得した当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る遺贈者の当行に開設していた特定口座に引き続き保管の委託がされている投資信託または公共債であって、所定の方法により当行特定口座に移管（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）されたもの。
- (2) 特定口座に受入れていない投資信託または公共債を申込者の投資信託受益権振替決済口座または国債振替決済口座もしくは一般債振替決済口座（以下、それぞれの振替決済口座を、あるいはそれらを総称して「振替決済口座」といいます。）に受入れる場合で、その投資信託または公共債が既にお持ちいただいているものと同じ銘柄である場合、その投資信託または公共債が特定口座に受入れた投資信託または公共債であっても特定口座に継続して保管することはできません。

### 第7条（源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲）

- (1) 当行は申込者の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等に該当するもの（当該源泉徴収口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされている上場株式等に係るものに限り、）のみを受入れます。
  - ① 租税特別措置法第3条の3第2項に規定する国外公社債等の利子等（同条第1項に規定する国外一般公社債等の利子等を除きます。）で同条第3項の規定に基づき当行により所得税が徴収されるべきもの。

- ② 租税特別措置法第 8 条の 3 第 2 項第 2 号に掲げる国外私募公社債等運用投資信託等の配当等以外の  
国外投資信託等の配当等で同条第 3 項の規定に基づき当行により所得税が徴収されるべきもの。
  - ③ 租税特別措置法第 9 条の 3 の 2 第 1 項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当行に  
より所得税が徴収されるべきもの。
- (2) 当行が支払の取扱をする前項の上場株式等の配当等のうち、当行が当該上場株式等の配当等とその  
支払をする者から受取った後直ちに申込者に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選  
択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。

#### **第 8 条（特定口座を通じた取引）**

申込者が当行との間で行う、第 6 条の特定口座に受け入れる範囲の上場株式等に関する取引に関しては、  
特にお申し出がない限り、特定口座を通じて行います。

#### **第 9 条（譲渡の方法）**

特定保管勘定において保管の委託等がされている上場株式等の譲渡の方法は、当行に対する譲渡、または  
その他政省令で定める方法によるものとします。

#### **第 10 条（源泉徴収）**

- (1) 当行は、申込者より特定口座源泉徴収選択届出書をご提出いただいたときは、租税特別措置法その  
他関係法令の規定に基づき源泉徴収を行います。
- (2) 前項の届出書をご提出いただいた場合、源泉徴収・還付は振替決済口座の指定預金口座からの引落  
し、入金により行います。指定預金口座から引落す場合には、当座勘定規定または普通預金規定の  
定めにかかわらず、当座小切手の振出し、または普通預金通帳および同払戻請求書の提出は不要と  
し、当行所定の方法で引落すものとします。

#### **第 11 条（特定口座からの上場株式等の払出しに関する通知）**

申込者が特定口座から上場株式等の全部または一部の払出しを行った場合には、当行は、申込者に対し、  
租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 10 項第 1 号の定めるところにより当該払出しの通知を行います。

#### **第 12 条（相続または遺贈による特定口座への受入れ）**

相続または遺贈による特定口座への上場株式等の受入れについては、当行は租税特別措置法施行令第 25  
条の 10 の 2 第 14 項第 3 号または第 4 号および同条第 15 項から第 17 項の定めるところにより行います。

#### **第 13 条（年間取引報告書の送付）**

- (1) 当行は、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 7 項の定めるところにより特定口座年間取引報告書を  
作成し、翌年 1 月 31 日までに申込者に交付します。また、第 15 条に基づき本契約が終了した場合  
には、本契約が終了した日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書を申込者に交付し  
ます。
- (2) 当行は特定口座年間取引報告書 2 通を作成し、1 通は申込者へ交付し、1 通は所轄の税務署に提出し  
ます。

#### 第14条（届出事項の変更）

特定口座開設届出書の提出後に、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、租税特別措置法施行令第25条の10の4の規定により遅滞なく特定口座異動届出書を当行にご提出いただくものとします。

#### 第15条（契約の終了）

次のいずれかに該当したときは、この契約は終了します。

- ① 申込者が当行に対して特定口座廃止届出書を提出したとき。
- ② 特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続または遺贈の手続きが完了したとき。
- ③ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき。

#### 第16条（免責事項）

申込者が第14条の変更手続きを怠ったこと、その他の当行の責めによらない事由により、特定口座に係る税制上の取り扱い等に関し申込者に生じた不利益および損害については当行はその責を負いません。

#### 第17条（約款の変更）

この約款は、法令の変更その他必要な事由が生じたときに変更することがあります。

なお、変更を行う旨及び変更後の約款の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

付則

#### 第1条

この約款は、2020年4月1日から適用します。

以上